

第 2 別館機械警備業務仕様書

1 業務の目的

下関市役所第 2 別館において、庁舎の適切な保安全管理を図ることを目的に機械警備業務を実施する。

2 業務場所(警備対象物件)

下関市役所 第 2 別館(下関市南部町 7 番 3 号)

3 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 準備期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

6 警備業務実施の要領

(1) 警備機構

- ① 上記警備対象物件に、警報設備等を配置し、警備業務実施中に、警報設備により感知される異常の有無を警備監視センター（以下「監視センター」という。）において、自動的に表示される機械設備により受知し、更に警報設備等の正常な作動を監視センターにおいて確認し得る必要な機器を設置するものとする。
- ② 1 階出入口 5 箇所（正面左右出入口 2 箇所、道路河川管理課、倉庫 A、倉庫 B）の内、正面左右出入り口 2 箇所に電気錠を設置する。
- ③ 警備業務実施中、管制担当員が監視センターに設置された機器表示盤により警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。
- ④ 警備対象物件で異常の有無を感知した際、受知した時から 25 分以内に警備員を到着させることができることとする。（機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則（昭和 58 年山口県公安委員会規則第 1 号）第 2 条に基づく）

(2) 警備内容

- ① 火災の早期発見、関係者への通報及び初期消火
- ② 警備対象物件への侵入者の発見、関係先への通報及び侵入者の排除
- ③ 警報設備等の保守点検及び警備実施事項の報告

7 警備実施時間

基準時間は、原則として下記の通りとする。

0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0

この基準時間内において警備対象物件が無人となり、警備業務開始の信号を受けたときから、警備業務解除の信号を受けたときまでとする。

但し、市のやむを得ない事情により、警備時間の変更を要する場合には、その都度、受託者又は監視センターに連絡するものとする。

8 緊急事態発生時における受託者の措置

警備業務実施中、警報設備等により警備対象物件に異常事態の発生を受知したときは、直ちに適切な措置をとるとともに、市に連絡すること。なお、緊急時の連絡方法及び連絡者はあらかじめ文書により通知するものとする。

9 警備業務報告書の提出

受託者は、市に対して警備業務の状況に関する報告書を1ヶ月毎に提出するものとする。但し、警備業務実施中に異常事態が発生したときは、直ちに事故報告書を提出すること。

10 鍵の預託

警備業務実施のため、警備対象物件の鍵を受託者に預託するものとし、受託者はそれを善良な管理者の注意を持って保管するものとする。

11 警報設備等の保守点検

受託者は、警備対象物件に設置した警報設備等の正常な作動を維持するため、定期的に保守点検を実施し、監視センターにおいて正常な作動を確認すること。

12 出入管理機器のメンテナンス

(1) 入館操作履歴は、必要に応じ機器より抽出又はプリントアウトできるものとし、その作業に掛かる費用は警備委託料に含むものとする。

- (2) 操作キーの追加登録及び抹消があるときは事前に受託者又は監視センターに連絡し、それに掛かる費用は警備委託料に含むものとする。但し、下関市の責による操作キーの紛失、カード破損、機器破損はこの限りではない。

13 留意事項

- (1) 警報設備等の取付け場所及び出入管理設備の取付けについては、現地確認のうえ、市と協議し行うものとする。
- (2) 警備設備等の設置及び警備機器故障などにより、警備機構による警備の実施が困難な場合は、巡回警備等を行うなど必要な措置を講ずること。

14 その他

- (1) 警報設備及び出入管理設備の機器仕様の詳細は、別紙2 警報設備、出入管理設備等仕様書による。
- (2) これに定めのない事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。